

佐賀県選挙管理委員会告示第42号

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する規程（平成6年佐賀県選挙管理委員会告示第37号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月26日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第4号その1（第4条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1～3 略</p> <p>4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)以外の場合 <u>15,800円</u></p> <p>5～7 略</p>	<p>様式第4号その1（第4条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1～3 略</p> <p>4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)以外の場合 <u>16,100円</u></p> <p>5～7 略</p>
<p>様式第5号その1（第4条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1～3 略</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 限度額</p> <p>ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 <u>7円51銭</u>（単価）×当該作成枚数＝限度額</p> <p>イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合</p>	<p>様式第5号その1（第4条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1～3 略</p> <p>4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 限度額</p> <p>ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 <u>7円73銭</u>（単価）×当該作成枚数＝限度額</p> <p>イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合</p>

改正前	改正後
$\frac{375,500\text{円} + 5\text{円}2\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}$	$\frac{386,500\text{円} + 5\text{円}18\text{銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}$
価… 1円未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額	価… 1円未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額
様式第5号その2（第4条関係） 略 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>	様式第5号その2（第4条関係） 略 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div>
備考 1～3 略 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 略 (2) 限度額 ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合 $\frac{310,500\text{円} + 525\text{円}6\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$ …… 1円未満の端数は切上げ 単価×確認された枚数＝限度額 イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合 $\frac{573,030\text{円} + 27\text{円}50\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} =$	備考 1～3 略 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 略 (2) 限度額 ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合 $\frac{316,250\text{円} + 541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$ …… 1円未満の端数は切上げ 単価×確認された枚数＝限度額 イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合 $\frac{586,905\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} =$
単価…… 1円未満の端数は切上げ 単価×確認された作成枚数＝限度額 様式第6号その2（第5条関係）	単価…… 1円未満の端数は切上げ 単価×確認された作成枚数＝限度額 様式第6号その2（第5条関係）

改正前	改正後
<p>略</p> <p>別紙</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>備考 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。 (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 <u>7円51銭</u> (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 $\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \dots\dots 1$ 錢未満の端数は切上げ 2～4 略</p> <p>様式第6号その3 (第5条関係)</p> <p>略</p> <p>別紙</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>備考 1 略 2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。 (1) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500以下の場合 $\frac{310,500円 + 525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1$ 円未満の端数は切上げ (2) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポ</p>	<p>略</p> <p>別紙</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>備考 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。 (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 <u>7円73銭</u> (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合 $\frac{386,500円 + 5円18銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \dots\dots 1$ 錢未満の端数は切上げ 2～4 略</p> <p>様式第6号その3 (第5条関係)</p> <p>略</p> <p>別紙</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>備考 1 略 2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。 (1) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500以下の場合 $\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1$ 円未満の端数は切上げ (2) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポ</p>
<p>略</p> <p>備考 1 略 2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。 (1) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500以下の場合 $\frac{310,500円 + 525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1$ 円未満の端数は切上げ (2) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポ</p>	<p>略</p> <p>備考 1 略 2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。 (1) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数が500以下の場合 $\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1$ 円未満の端数は切上げ (2) 当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポ</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">スター掲示場数が500を超える場合</p> $\frac{573,030\text{円} + 27\text{円}50\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1$ <p style="text-align: center;">円未満の端数は切上げ</p> <p style="text-align: center;">3～5 略</p>	<p style="text-align: center;">スター掲示場数が500を超える場合</p> $\frac{586,905\text{円} + 28\text{円}35\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1$ <p style="text-align: center;">円未満の端数は切上げ</p> <p style="text-align: center;">3～5 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。